

陸上総隊司令官  
各方面總監  
陸上自衛隊各部隊長  
陸上自衛隊各機関の長  
海上自衛隊各部隊の長  
海上自衛隊各機関の長  
航空自衛隊防衛大臣直轄部隊長  
航空自衛隊機関の長  
殿

統合幕僚監部運用部長  
(公印省略)

救難連絡員の勤務要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

なお、救難連絡員の勤務要領について（通知）（統幕運2第35号。29. 3. 31）は、廃止する。

関連文書：平成30年自衛隊統合達第14号

添付書類：別紙「救難連絡員の勤務要領」

写送付先：陸上幕僚長

海上幕僚長

航空幕僚長

文書管理情報			
文書管理者	統合幕僚監部 運用部運用第2課長	開示	部分開示 不開示
一元的な管理に 責任を有する者	統合幕僚監部 運用部運用第2課長	作成時 ○	
分類番号	J1-J14	区分：1	2 3 4 5 6
作成年月日	30. 3. 14	理由：	
取得年月日			
保存期間	10年		
保存期間満了日	40. 3. 31		
本誌含め	6枚		
配布先	宛先及び写送付先のとおり。83箇所		

## 救難連絡員の勤務要領

### 1 目的

この勤務要領は、自衛隊の航空救難に関する達（平成30年自衛隊統合達第14号）（以下「達」という。）第14条第3項の規定に基づき航空救難情報中枢（以下「R I C」という。）に勤務する救難連絡員の勤務要領に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 救難連絡員の任務

救難連絡員は、航空救難に関し、次の各号に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 達第14条第1項に規定する業務の迅速かつ適切な処置
- (2) 航空自衛隊中央救難調整所（以下「R C C」という。）との密接な連絡

### 3 救難連絡員の指定

救難連絡員は、統合幕僚監部運用部運用第2課長（以下「運用第2課長」という。）の指定する幹部自衛官をもってあてる。

### 4 待機の要領

- (1) 救難連絡員は第2項による任務を行うため、R I Cにおいて交代して常時24時間勤務（夜間は待機室において仮眠することができる。）を行うものとする。ただし、人員の都合又はその他の事由により勤務ができない場合若しくは必要がないと認める場合はその都度指示する。
- (2) 前号の勤務を「待機」という。
- (3) 待機は、救難連絡員1名をもって充てる。ただし、状況により人員を増員することができる。

### 5 待機上の留意事項

救難待機要員は、待機に当たっては、常に次の各号に精通し、不測の航空事故に即応する心構えを持たなければならない。

- (1) 専任部隊の現況
- (2) 航空救難に係る諸法規、特に航空救難に関する訓令、達、協定等
- (3) 関係ある部隊との通信連絡の方法
- (4) 各救難区域の気象の現況及び予報
- (5) その他定められた業務に必要な一般状況

### 6 待機時間割及び待機割

- (1) 待機時間割は、通常0830から翌日の0830までとする。
- (2) 待機割は、前月25日までに運用第2課長が定める。

- (3) 前号の待機割に変更の必要が生じた場合には、救難連絡員は、その都度その旨を運用第2課長に報告し、その指示に従うものとする。

#### 7 救難連絡員の業務処理

待機を行う救難連絡員（以下「待機連絡員」という。）は、次の各号により業務を処理するものとする。

- (1) 待機連絡員は、R C C、関係ある部隊及び部外機関との連絡を確保し、待機中発生した航空機の緊急事態については、速やかにその情報を評価し、利用可能な有線電話をもって、評価の結果を運用室運営班クルー員を通じ、関係の上司に報告するとともに、R C C及び当該事態に関係ある部隊並びに部外機関に通報するものとする。
- (2) 待機連絡員は、待機中発生した航空機の緊急事態及びそれに対してとった処置並びに受領した電報、電話、文書等を記録整理し、必要と認める場合には、その概要を0800までに運用室運営班クルー員を通じ、関係の上司に報告するものとする。
- (3) 事故処理の細部は、付表に規定する救難連絡員事務処理基準によるものとする。

#### 8 待機連絡員の交代及び申継ぎ

待機連絡員は、定められた待機の交代時に、次直者と立会して、次の各号に定める申継ぎを行うものとする。

- (1) 特にじ後なお処理を要する事項及びその記録の確認
- (2) 専任部隊の状況
- (3) 気象状況の推移と今後の予想
- (4) 通信線の状況

#### 9 R I Cに備える書類及び要具

R I Cには、次の各号の書類及び要具を備えるものとする。

- (1) 待機日誌
- (2) 専任部隊現況表
- (3) 救難運用「ログ」
- (4) 重要電話、電報受信控つづり
- (5) 関係先電話番号一覧表及び関係者住所録
- (6) 航空図、海図及び陸図
- (7) その他必要な書類、用具等

#### 10 報告

救難連絡員は、付紙様式により月間任務実施状況を翌月7日までに運用第2課長に提出するものとする。

救難連絡員事務処理基準

段 階	緊 急 状 態	救 難 連 絡 員 の 処 置
不確実段階 (航空機及び乗員の安全が不確実な状態)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 位置通報又は運航状態通報が予定時刻から30分過ぎてもない場合</li> <li>2 航空機がその予定時刻から30分(ジェット機にあつては15分)過ぎても目的地に到着しない場合</li> <li>3 航空機の到着予定時刻から1時間過ぎても出発地でその着報を受けない場合</li> <li>4 入手した緊急状況情報の信ぴょう性が不明確な場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入手した情報を記録、評価し、当該機の飛行計画、予定経路、付近の天候、通信の手段等をあらかじめ調べる。</li> <li>2 国交省及び自衛隊管制機関によって第1段通信捜索が開始されているかを確認する。</li> <li>3 入手した情報をRCC、運用室運営班クルー員及び必要と認める部隊並びに部外機関に通知する。</li> </ol>
警戒段階 (航空機及び乗員の安全に不安がある状態)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第1段通信捜索で当該航空機の情報が見つかでない場合</li> <li>2 第1段通信捜索開始後30分を経ても当該航空機の情報が見つかでない場合</li> <li>3 航空機が着陸許可を受けた後、予定時刻から5分以内に着陸せず当該航空機と連絡がとれなかった場合</li> <li>4 航空機の航行性能が悪化したが見込みの連絡があった場合</li> <li>5 緊急IFF又はSIFを受信及び「PAN」の警戒信号を受信した場合</li> <li>6 三角飛行パターンを描いた航空機の情報を入手した場合</li> <li>7 エマージェンシーコールの情報を入手した場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入手した情報を記録し、評価する。</li> <li>2 国交省及び自衛隊管制機関によって行われた第1段通信捜索の完了を確認する。</li> <li>3 拡大通信捜索が開始されているかを確認する。</li> <li>4 必要と認めるときは、救難連絡員を強化し、遭難段階に移行しうる態勢を確保する。</li> <li>5 当該機の飛行計画、推定位置及びその付近の天候、地形、通信の手段、最終判明位置、残存燃料、飛行性能等を評価する。</li> <li>6 入手した情報をRCC、運用室運営班クルー員及び必要と認める部隊等並びに部外機関に通知する。</li> </ol>

段 階	緊 急 状 態	救 難 連 絡 員 の 処 置
遭難段階 (航空機及び乗員が重大かつ緊迫した危険にさらされており、救難を必要とする場合)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 拡大通信捜索で当該航空機の情報が明らかでない場合</li> <li>2 拡大通信捜索開始後1時間を経ても当該航空機の情報が明らかでない場合</li> <li>3 当該航空機の搭載燃料が枯渇したか、又は安全に到着するには不十分であると認められる場合</li> <li>4 当該航空機の航行性能が悪化し、不時着を行おうとしているか、又は既に不時着を行った場合</li> <li>5 バイルアウト又は墜落情報を入力した場合</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 可能な範囲の情報入手に努め、記録し評価する。</li> <li>2 事故機の位置を確かめ、情報及び状況に基づいて捜索区域を検討する。</li> <li>3 入手した情報をRCC、運用室運営班クルー員及び必要と認める部隊等並びに部外機関に通知する。</li> <li>4 RCC、関係部隊等及び部外機関との連絡を強化し、情報伝達の修正等所要の支援を行う。</li> <li>5 運用室運営班クルー員を通じて、運用第2課長に対し、とられた処置及びその進展状況を絶えず報告する。</li> </ol>

